

「岡山県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の一部改正 概要

1 背景

近年、建設業法に基づく技術検定において、所定の実務経験を充足せずに受検することで施工管理技士の資格を不正に取得し、建設業者が監理技術者等として配置していた事例や、建設業者の粗雑工事に関する社会的に注目を集める事例が発生しており、建設工事の適正な施工の確保等の観点から、これらの不正行為への対応を厳格化する必要がある。

また、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）の一部規定が令和2年12月25日に施行されたことを受け、建設業者が同法に違反した際の監督処分の基準について、明確化する必要がある。

これらを踏まえ、「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準（平成19年9月11日監第595号）」の一部を改正するものである。

2 改正内容

(1) 基準三の二の(3)の②

主任技術者等の不設置等への対応の厳格化

(2) 基準三の二の(3)の③

粗雑工事等による重大な瑕疵への対応の厳格化

(3) 基準三の二の(4)の②

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に違反した際の監督処分の基準を明確化

3 施行日

令和3年8月3日